

# 平成21年度 情報通信月間(5/15～6/15)行事応募要領

情報通信月間行事(月間期間中(5/15～6/15)に開催される情報通信に関する行事)を下記のとおり募集いたします。  
なお、ご希望の団体には、当該行事にかかる経費の一部を当協議会より些少なから援助を致しますので、「②行事援助金申請に関して」の申請条件等をご参照の上お申し込み下さい。(援助金額は行事内容等を審査の上、決定致します。)

## ① 月間行事申込に関して

お申し込み頂いた情報通信月間行事については、情報通信月間パンフレット(全国版)、チラシ(地方版)、情報通信月間のホームページ等において、行事主催団体名(団体HP等URLの掲載、リンク設定も可)、行事内容等を広報致します。

### 【申込方法】

- 別シート『行事申込書』に入力し、メールにて申し込む
- メールの件名は「月間行事申込み」と明記
- 行事申込書に記述された個人情報「情報通信月間行事管理の目的」のみに使用し他用致しません。
- 申込みは各総合通信局の担当窓口をお願いします。(別表参照)  
(但し、情報通信月間推進協議会 会員については、直接「月間事務局」にお申し込み下さい。)

申込期限:2月27日(金)午後5時必着

### 【申込条件】

- 情報通信月間の趣旨に沿っていること(右記参照)
- 原則、月間期間中(5月15日(金)～6月15日(月))に実施すること(この期間の前後に開催を予定されているものについては、各地方の担当窓口にお問い合わせください。)
- 収益性のないこと
- 行事の目的・意義等が明確で、かつ実施計画が妥当であり、確実に事業を実施できること。

#### 情報通信月間 趣旨

情報通信月間は、昭和60年4月の情報通信の制度改革を機に、情報通信の普及・振興を図ることを目的として設けられたものであり、その期間中、全国各地で情報通信に関する様々な行事を開催し、それら行事を通して、情報通信の発展が人々の利便性を高め、経済発展に寄与すること等について、国民の理解を求めていくこととする。

※ なお、行事内容は、国の情報通信関連施策『u-Japan政策』あるいは『平成21年度総務省重点施策』に沿っていれば望ましい。

・u-Japan政策 [http://www.soumu.go.jp/menu\\_02/ict/u-japan/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan/index.html)

・平成21年度総務省重点施策 [http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080828\\_4.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/080828_4.html)

《月間行事として登録された場合》

- 行事終了後、期日(7月31日(金))までに決算報告書・実施報告書・アンケートを提出すること

### 留意事項

- ① 行事申込みに以下のような不備があった場合、また月間行事としてふさわしくないと判断した場合はお申込みをお断りすることがあります。
  - 申込書フォーマットを変更した場合(フォントサイズの変更等含む)
  - 入力事項に漏れがあった場合
  - メール以外でのお申込み(FAXや郵送等)
- ② 行事内容等に変更が生じた場合は速やかにご連絡下さい。  
申込後の日程変更により行事実施が情報通信月間外となる場合は、情報通信月間行事としての登録が取り消しとなることもありますのでご了承下さい。
- ③ 事務局からの連絡等はメールにて行います。  
申込み用紙の【行事申込団体に関しての入力事項】のE-mailアドレスは記入されているとおり使用します。従って(英数半角)にて正確にご入力下さい。
- ④ 報告書等は期日(7月31日(金))までにご提出下さい。  
報告書のフォーマットは6月1日(月)頃を目処にお送りします。

以上、上記事項をよくご了承の上でお申込みいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】 情報通信月間推進協議会 事務局

E-mail:jtgkn08 atmark applic.or.jp URL:<http://www.itgkn.com/> TEL:03-5251-0320

※メールアドレスは、スパムメール防止のため、「@」を「\_atmark\_」と表記していますので、宛先入力の際はご注意ください

## ② 行事援助金申請に関して(下記の事項をご了承の上ご申請下さい。)

情報通信月間行事援助金の支給を希望される場合は、下記の要領に沿って、申請して下さい。  
尚、援助金は、飽くまでも行事の趣旨、規模等を勘案して、その事業費の一部を援助するものです(行事事業費の全額を援助できるものではありません)。従って、援助金の支給が認められない場合やご希望の額に沿えない場合もございますので、その旨、ご理解いただいた上で申請いただきますようお願い致します。

### 【申請方法】

- 別シート『行事申込書』の【援助金に関する入力事項】に正しく入力する。

### 【申請条件】※下記条件を満たさない場合は、援助金の支給は認められません。

- 上記①の月間行事「申込条件」を満たしていること
- 1行事あたりの援助金希望額は、事業費の1/2以下、かつ、**上限50万円**とする

### 《援助金の支給を受けて行事を実施する場合》

- 行事終了後、期日(7月31日(金))までに決算報告書・実施報告書・アンケートを提出すること
- 情報通信月間推進協議会を協賛団体とすること
- 地方情報通信懇談会が主催の行事の場合には
  - ① (財)電気通信普及財団を協賛団体とすること
  - ② 情報通信月間推進協議会を連名の主催団体とすること
- 行事案内パンフレットや会場案内板等に「情報通信月間参加行事」と明示すること

### 【審査項目】※下記の観点から審査を行います。審査結果をふまえて援助金額を決定いたします。

- ① 援助の必要性(行事の実施に当たって援助金が必要であること)
- ② 公益性(対象は広く一般の者とし、特定の企業等の収益を目的としたものでないこと)
- ③ 有効性(参加予定人数等の直接効果や報道等社会的関心への間接的効果が期待できること。情報通信社会の発展への波及効果があること)
- ④ 時代性(社会状況等を踏まえた内容であること。社会のニーズに応える内容であること)
- ⑤ 上記条件に加えて援助金支給効果が期待出来ること。
- ⑥ その他(行事の内容や手法に独創性や先駆性がある等加点要素が認められる)

### 【スケジュール】(予定)

- 援助金内定…4月中旬(推進協議会 運営連絡会にて承認後)
- 援助金確定…6月1日(月)(推進協議会総会にて承認後)
- 援助金振込…8月下旬(決算報告書の監査終了後)

### 留意事項

- ① 行事申込みに以下のような不備・不適切があった場合、また月間行事として援助の対象にならないと判断した場合は申請を却下させていただきます。
  - 申込み用紙の【援助金に関する入力事項】に正しく入力されていない場合
  - 申込み内容に偽りがあった場合(『査定参考資料』の昨年度の実績含む)
- ② 『行事運営費計画内訳』の「収入」欄には、必ず援助希望額を含めた全ての費用を記入し、収入合計額が総事業費予算額と一致するようにして下さい。
- ③ 行事運営費は単年とし、翌年に繰越しはできません。
- ④ 申込後に日程変更となり行事実施が情報通信月間外となる場合は、情報通信月間行事としての登録を取り消し、援助の対象外となることでもありますのでご了承ください。
- ⑤ 決算報告書等は期日(7月31日(金))までにご提出下さい。  
提出のない場合は援助金をお振り込みできませんのでご了承下さい。

**以上、上記事項をよくご了承の上でご申請いただきますよう、お願い申し上げます。**